

事業名:国道11号 伏石地区電線共同溝PFI事業

令和7年7月29日に公表した要求水準書(案)に対する
意見回答書

令和7年8月27日
国土交通省 四国地方整備局

国道11号 伏石地区電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に対する意見回答書

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
1	要求水準書(案)	7	第1	18	2)	交通整理及び安全管理	交通誘導員の配置人数については、交通管理者との協議の結果、又は現場条件等により変更が生じる可能性が高いため、協議・変更契約対象としていただきたい。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
2	要求水準書(案)	11	第1	24	2)	詳細設計業務の完了時	詳細設計完了時に、「なお、工事費のうち電線共同溝費及び舗装復旧費の単価に関しては1)で締結した工事費合意書に基づき事業費を算定する。」とありますが、詳細設計の内容を踏まえ、全事業費を確定していただくよう要望します。	本項に記載のとおり、詳細設計業務完了時には事業費の内訳を精査し、必要な費目及び金額を修正します。 事業費の確定については、3)項をご参照ください。
3	要求水準書(案)	11	第1	24	3)	事業費確定に係る資料の提出	「事業者は、事業費確定に係る資料を、本施設の引渡予定日の2年前までに、四国地方整備局に提出するものとする。」とありますが、本施設の引渡予定日が令和15年3月頃予定のため、その2年前の令和13年3月頃までに提出が必要とのことで、令和13年3月頃までに工事完了という理解でよろしいでしょうか。その場合、その時点では施工中で未確定部分が多いと想定されるため、引渡予定日の半年前もしくは1年前等に提出期限を遅らせることは可能でしょうか。もしくは、工事期間の設定を施工完了から引渡しまで1年間程度確保する事業期間としていただきますようお願い致します。	原案のとおりとします。
4	要求水準書(案)	61	第5	1	(3)	業務実施体制	「…各業務を総括する維持管理責任者を設置し、四国地方整備局に通知すること。…」とありますが、必要な資格についてご教示お願い致します。	維持管理責任者に求める資格要件はありません。 なお、業務の実施に当たっては、法令上必要な有資格者を適正に配置してください。
5	要求水準書(案)	62	第5	1	(4)	提出書類	2)業務報告書について、電線共同溝管理台帳の作成及び修正の提出時期が、「業務開始後速やかに」とありますが、「業務開始後速やかに」とは具体的な期間があればご教授お願い致します。	具体的な期間設定はありません。
6	要求水準書(案)	65	第5	4	(2)	要求水準	1)「…各占用者の入線完了の都度、入構状況を確認し、電線共同溝管理台帳を更新して報告すること。」とありますが、個々の占用者がそれぞれ入線が完了する毎に電線共同溝管理台帳を更新するという理解でよろしいでしょうか。その場合、抜柱までの入線は各占用者が頻繁に行うため、台帳更新の頻度は協議の上、決定するようさせていただきますようお願い致します。	ご理解の通りとします。